業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

IB

(売買の停止)

第20条 規程第28条の規定により行う売買の停止は、次の 各号に定めるところによる。

新

- (1) (略)
- (2) 規程第28条第2号に掲げる場合の売買の停止は、 有価証券又はその発行者に関し、上場有価証券の発 行者の会社情報の適時開示等に関する規則により開 示が必要とされる事実に関する情報が生じている場 合において、当取引所が必要と認めた時から、当該 情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたこと を当取引所が確認した後15分を経過した時(監理銘 柄若しくは整理銘柄への指定事由に該当する場合又 はそのおそれがあると認める場合は、当取引所が監 理銘柄又は整理銘柄への指定の決定に関する発表を 行った後15分を経過した時)までとする。ただし、 当該銘柄を整理銘柄に指定することとした場合その 他当取引所が停止の継続を適当と認めた場合は、停 止期間を延長することができる。
- (3) (略)
- (4) 規程第28条第5号に掲げる場合の売買の停止は、 次のa又はbに定める期間とする。
 - a (略)
 - b 売買の取消しを行わない場合 当取引所が売買の取消しを行わないことを発表 した後15分を経過した時まで

付 則

この改正規定は、平成23年5月9日から施行する。

(売買の停止)

第20条 規程第28条の規定により行う売買の停止は、次の 各号に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 規程第28条第2号に掲げる場合の売買の停止は、 有価証券又はその発行者に関し、上場有価証券の発 行者の会社情報の適時開示等に関する規則により開 示が必要とされる事実に関する情報が生じている場 合において、当取引所が必要と認めた時から、当該 情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたこと を当取引所が確認した後30分を経過した時(監理銘 柄若しくは整理銘柄への指定事由に該当する場合又 はそのおそれがあると認める場合は、当取引所が監 理銘柄又は整理銘柄への指定の決定に関する発表を 行った後30分を経過した時)までとする。ただし、 当該銘柄を整理銘柄に指定することとした場合その 他当取引所が停止の継続を適当と認めた場合は、停 止期間を延長することができる。
- (3) (略)
- (4) 規程第28条第5号に掲げる場合の売買の停止は、 次のa又はbに定める期間とする。
 - a (略)
 - b 売買の取消しを行わない場合 当取引所が売買の取消しを行わないことを発表 した後30分を経過した時まで